

あらくさ

編集責任者：歌房哲也

〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷11584
生活介護事業所 あらくさ
 TEL 0847-67-3410 FAX 0847-67-3439
 E-mail arakusa@f2.dion.ne.jp
 〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷1215-1
就労継続支援B型事業所 夢工房ねむの木
 TEL 0847-67-5051 FAX 0847-67-2080
 E-mail arakusa-nemunoki@r3.dion.ne.jp
地域活動支援センター ぷらっと
 TEL 0847-67-5052 FAX 0847-67-2080
 E-mail arakusa-flat@7.dion.ne.jp
あらくさホームページ <http://www.pionet.ne.jp/~arakusa>



新施設のテラスより

新年度を迎えて



社会福祉法人あらくさ
 常務理事
 歌房哲也

春風が心地よい頃となりましたが、みなさまにおかれましては、いかがお過ごしでしょうか。平素より、地域のみなさまをはじめ、関係各位には当法人の事業に對しまして、ご理解とご協力を賜り心より深く感謝申し上げます。

さて、昨年は長年の懸案事項であった、利用者の増員による作業・活動室の確保及び利用者工賃の向上をめざすための新施設を建設することができました。最初は、利用者も新たな施設と環境に戸惑いもありましたが、今では新たに組み始めたバームクーヘンづくりに喜びとやりがいを感じながら日々頑張っています。令和六年度は、この新たな施設をみなさまに見に来ていただきたく二つのことを計画いたします。一つは「あらくさ秋まつり」です。コロナ禍により四年間「あらくさ夏まつり」を中止していましたが、これまでも同様に地域のみなさまに楽しんでいただけるような秋まつりにしていきたいと思っております。二つ目は、バームクーヘンをはじめ、パンや焼き菓子作りの体験交流会です。新施設は作業スペースだけではなく、設備も充実させることができました。その施設や設備を私たちだけでなく、地域のみなさまにも活用していただけたらと思います。この二つのことにつきましては、詳細が決まりましたら広報等でお知らせをいたしますので、是非、ご参加いただけたらと思います。

令和六年度は、障害分野と介護分野の報酬改定が行われる年です。介護報酬は全体でプラス一・五九%、障害福祉サービス等報酬は全体でプラス一・一二%の改定となっております。両分野とも数字上ではプラス改定となっておりますが、その詳細を知り愕然としました。事業運営を支える基本報酬は大幅に減額される事業が多々あるだけではなく、今まで以上に専門職の配置や高度な取り組みを評価する加算による成果主義がより色濃くなり、本来、一番大切にされなければならない、利用者ニーズや事業運営の実態からはほど遠い改定内容となっております。私たちは、この行き過ぎた成果主義が福祉・介護人材不足をより深刻化させるだけではなく、公的責任であるべき社会保障のあり方そのものを後退させてしまおうのではないかと危惧しています。コロナ禍、戦争等による世界情勢がより格差を広げている中、物価高騰は落ち着くどころか、天井が見えない状況に多くの人たちが不安と苦しい生活を強いられています。社会保障は、こういった不安や苦しみを取り除き、誰もが「生きる」ことに希望を持つことができる社会を作るためのものでなければなりません。そして何よりも、社会保障は命、人権を守るものであり、決して蔑ろにされてはいけません。私たちは、そのことを大切しながら運動、実践、経営に取り組みでいききたいと思っております。

厳しい社会情勢は続きますが、立ち止まるわけにはいきません。新たな施設はできたものの、新たな課題も生じてきています。利用者の高齢化をはじめ、親亡き後の生活など、急がなければならぬ課題、そして、「あらくさ（生活介護事業所）」「にじ色ホーム（グループホーム）」等、施設の老朽化や利用者の状況の変化により、大規模な修繕や改修の必要性についても検討を始める必要があります。制度改悪や人材不足が中山間地域における事業運営を益々厳しくしている現状ではありますが、役員が一丸となり、地域福祉の発展に努めて参りたいと思っております。どうか、今後とも当法人に對しましてご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

障害者差別解消法が変わります!!

障害者差別解消法って？

障害者差別解消法は、平成28年4月に施行されました。この法律では障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供が行政機関や民間事業者に対し求められることになりました。

未だ根強く残る差別・偏見

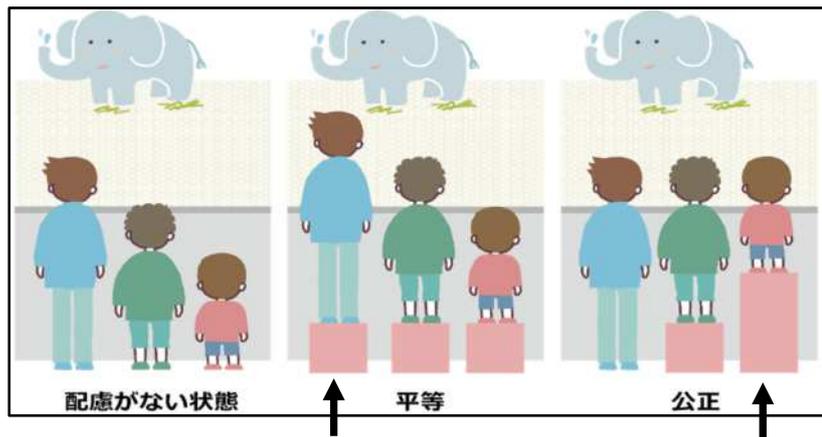
『障害者に関する世論調査（令和5年2月に内閣府から公表）』の結果、『障害を理由にした差別があると思うか』という間に、『あると思う・ある程度あると思う』と回答した人は全体の9割になりました。また、『今から5年前と比べて、障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思うか』という問に対しても、『改善されていないと思う』と回答した人が4割を超え、障害のある人への差別や偏見は、今でも根強く残っていることが浮きぼりとなりました。

令和6年4月1日からの変更点は・・・

これまで、不当な差別的扱いの禁止については、行政機関だけではなく民間事業者も禁止されていました。一方、合理的配慮の提供については、行政機関は義務、民間事業者はその負担も考慮され努力義務となっていました。令和6年4月からは義務となりました。

	行政機関等	事業者
不当な差別的 取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の 提供	義務	努力義務 ⇒義務

合理的配慮の提供とは？



合理的配慮は、日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等を、障害の程度に関係なく個々の要望や状態に応じて配慮がなされることを指します。

ただし、合理的配慮の提供は、「必要とされる範囲内で本業の業務に付随するもの」、「障害のない人と同等の参加の機会の提供を受けるためのもの」などの留意事項が設けられています。

条件は同じですが、要望を満たすことができない人がいる

それぞれの状態に応じて、配慮することで要望を満たすことができる。

誰もが安心して暮らせるために・・・

多くの人々が障害のある人への差別や偏見が残り続けると感じる社会から、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会を目指さなければなりません。そのためにも、この「障害者差別解消法」を多くの人に広め、社会に働きかける必要があると思います。

能登半島地震で起きたこと

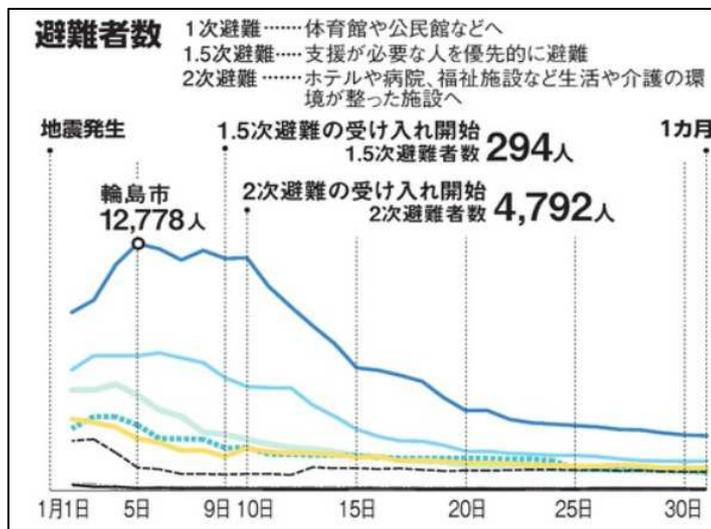
元旦に一瞬で日常がこわれた

令和6年1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生しました。この地震により家屋やビルの倒壊、火災の発生等があり多くの方が被害にあわれました。全・半壊の家屋は、18,761棟、死傷者は1,781人にのぼると言われています。そして、地面の液状化現象によって交通が寸断され、孤立する集落が数多くありました。その中でも、高齢化率が50%を超えている地域もあり、被災した倒壊の危険性の高い家屋の中で、高齢者が救助を待たざるを得ない状況もありました。さらに水などのライフラインが長期間途絶えてしまい、命の維持の危機や災害の関連で尊い命が亡くなってしまおうという事態も連日のように報じられてきました。誰も予期できない自然災害の恐ろしさを目の当たりにしました。



想定を超えた災害が起きた時

能登半島地震では、避難所が433カ所開設され、3月19日の時点で9,082もの人が、避難生活を続けていると内閣府から発表がありました。避難所では、段ボールのベットと仕切り、屋内インスタントハウスを設置するなどの、プライバシーへの配慮について過去の災害から改善が図られた一面はありました。しかし障害のある人に対しては、周囲からの理解が得られない状況が未だあり、他の避難者とのトラブルで、危険な自宅に帰らざるを得ないケースもありました。また入所施設やグループホームでは、環境の変化に対応しにくく不安定になる人が多くいるという理由から、危険性が非常に高く支援が困難だったとしても、今までと同じ場所に居続けること



を決断せざるを得ない事業所もありました。そしてこの地震では、発生後に福祉避難所の開設が進まなかったことが明らかとなりました。福祉避難所に指定された建物の倒壊や被災した支援者も多く、障害のある人への支援までは行えない、人手不足が大きな要因となりました。そのため、福祉避難所の開設は、被害が大きかった石川県の7市町では、計画上の2割強にとどまり、奥能登の4市町では、指定された41カ所の内、開設できたのが9カ所にとどまったという結果になりました。

1995年の阪神淡路大震災で必要性が指摘され、東日本大震災以降、市町の指示で福祉避難所が開設できるようになり、平時から避難への支援が必要なる人を把握するための、個別避難計画の作成が市町の努力義務とされてきました。しかし、今回のような大規模な自然災害では、それらが十分に機能を果たすことが難しいことも浮き彫りとなりました。

災害があっても、誰もが安心して暮らせる為に

障害のある人は、普段から日課の変更や環境の変化に対応できずパニック状態になってしまう人や、情報を理解すること、言葉でのコミュニケーションが難しく要求を訴えることが困難な人など、状態や難しさも様々です。そのため、障害のある人の被災率やその後の災害関連死は、障害のない人に比べると2倍以上になるとも言われています。このような状況を少しでも改善するためには、それぞれが必要としている支援を受けられる配慮が必要不可欠と言えます。

過去の大災害の教訓から、福祉避難所や個別避難計画整備など様々な改善が図られてきました。しかしこの度の地震では、新たに今まででは想定することが難しかった数多くの課題が明らかになったのではないかと思います。

障害の有無に関わらず、被災した際には平常時以上に配慮が必要になってきます。災害はいつどこで起こるか予測は難しく、誰でも被災してしまう可能性があるものです。だからこそ、有事の時でも様々な支援を提供できる体制作りは重要なことと言えます。私たちは、誰もが安心して暮らすことができる社会をめざして、障害のある人の要求や実態を多くの人に伝えていく必要があるのだと思います。

いただきました

(2024年1月1日~2024年3月31日まで)

金一封ご寄付

(順不同)

平森國子様 あらくさ家族会様

野菜・食品・物品等のご寄付

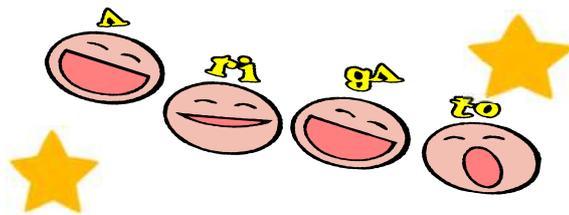
(順不同)

真田マツ子様 藤原靖栄様 農事組合法人宇賀様 宇賀みちくさの里様 高橋信子様 明城勇様 岡田竹子様

ボランティア

(順不同)

貞森裕子様



いただいた食材は給食等に使用させていただきました。ありがとうございました。記載もれがありましたら、どうかお許してください。

— 新しい仲間を紹介します —

きらい

げし かりん
下志 華稟さん(りんどう班)
みんなと一緒に楽しいことを沢山したいです。これからがんばります!!
よろしくお願いします。



おくもと みすえ
奥本 瑞恵さん(たんぽぽ班)
パンやお菓子づくりが楽しいので、これから頑張っていきたいと思います。
よろしくお願いします。



皆様よろしくお祈いします。

☆あらくさ秋まつり開催予定!!☆

4年振りにあらくさでのお祭りを開催します!!!今年からは秋に開催する予定にしています。沢山の地域の皆様に、新施設をご覧いただき、楽しんでいただけるような内容を只今検討しています。日時等の詳細が決まり次第お知らせします。ぜひお越しください。



☆職員募集!!☆

社会福祉法人あらくさでは、職員として、障害のある方と共に働き、暮らしを支えてくださる方を募集しています。詳細はお問い合わせください。事業所の見学もできます。

- 募集内容・・・常勤職員、非常勤職員、送迎車運転手 若干名
- 応募・お問い合わせ電話番号・・・社会福祉法人あらくさ：(0847) 67-5051

(担当：国岡)

